

【千葉市】高齢者インフルエンザ予防接種について（注意事項）

予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より予防接種の有効性を高めるために、インフルエンザが流行する前の12月上旬までにワクチンの接種を受けましょう。

対象となる方	千葉市にお住まいの方のうち、以下のいずれかに該当する方 (1) 接種日に 65歳以上 の方 (2) 接種日に60歳～64歳の方で心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害がある方
実施期間	毎年 10月1日～12月31日
自己負担額	1,800円

※生活保護を受給している方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付を受給している方は自己負担金が免除されます。該当する方は「保護受給証明書」、最新の介護保険料決定通知書の中にある「介護保険料算定の基礎」の写し（保険料段階が1～3のもの）、「支援給付受給証明書」などを予診票と一緒に医療機関へ提出してください。

接種意思の確認について

予防接種を受ける法的な義務はなく、本人が希望する場合に限り接種を行います。また、接種を受けるご本人に麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、正確な意思の確認が難しい場合などは、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無を確認してください。最終的にご本人の意思確認ができなかった場合は、接種を行うことができません。

インフルエンザワクチンの有効性について

65歳以上の高齢者に対して行った調査では、予防接種を受けないでインフルエンザにかかった人の約45%は、予防接種を受けていればインフルエンザにかからずに済んだこと、また予防接種を受けないでインフルエンザにかかって死亡した人の約80%は、予防接種を受けていれば死亡せずに済んだことが報告されています。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。我が国のインフルエンザ予防接種は、近年の状況をみると流行したウイルスを予防するのに効果的でした。一般的には、65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

予防接種を受けることができない方

- ①接種当日、明らかに発熱（37.5℃以上）している方
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③インフルエンザ予防接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④過去にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わせる異常がみられた方
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した方

予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害などの基礎疾患のある方
- ②過去にけいれん（ひきつけ）を起こした方
- ③過去に免疫不全の診断をされたことがある方及び近親者に先天性免疫不全の方がいる方
- ④間質性肺炎、気管支ぜんそく等の呼吸器系疾患のある方
- ⑤インフルエンザ予防接種液に含まれる成分に対して、アレルギーを起こす恐れがある方

インフルエンザワクチンによる副反応について

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、熱をもったり、はれ・しこりができたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、僅かながら、発熱、寒気、頭痛、全身のだるさ、一過性の意識消失、めまい、リンパ節のはれ、嘔吐や下痢などがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

なお、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれることがあるほか、非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。副反応が疑われる症状が現れた場合は、医療機関を受診してください。

予防接種後副反応報告書について

副反応が疑われる症状が現れた場合は、医師から国へ報告書を提出することとなっています。また、ご本人が市を通して国へ報告書を提出することも可能です。詳細や提出方法については、千葉市感染症対策課（043-238-9941）へご相談ください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種により健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済措置を受けることができます。詳細や申請方法については、千葉市感染症対策課（043-238-9941）へご相談ください。